

平成27年度第1回
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：平成27年9月16日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（芝井市民生活部長） まだ1名の委員が来られていませんが、定刻になりましたので、ただいまから、平成27年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、市民まちづくり局市民生活部長の芝井と申します。よろしくお願いたします。

本来であれば会議の進行は委員長に務めていただくところですが、今回は委員改選後の初めての委員会になりまして、委員長がまだ選出されていませんので、大変恐縮ですけれども、委員長が選出されるまでの間、私のほうで進行させていただきたいと思えます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず、委嘱状がございます。委員の皆様には、本日から3年間、この委員会の委員をお願いいたします。市長名の委嘱状を机に置かせていただきましたので、交付にかえさせていただきますと思えます。

次に資料でございますけれども、一番上に次第があると思えます。めくっていただいて委員名簿、傍聴要領、札幌市の附属機関設置条例と当委員会の委員会規則、資料1、資料2、資料3を配っておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。

2. 挨拶

○事務局（芝井市民生活部長） それでは、議事に入ります前に、池田市民まちづくり局長からご挨拶をさせていただきます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、おはようございます。

札幌市市民まちづくり局長の池田でございます。

このたびは、札幌市アイヌ施策推進委員会の委員をお引き受けくださりまして、また、公募委員の皆様にはご応募をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後3年間の任期となりますけれども、札幌市のアイヌ施策の推進につきましてご審議をいただくことになると思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

札幌市では、平成22年度に札幌市アイヌ施策推進計画を策定し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指しまして、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

昨年度は、アイヌアートモニュメントということで、JRタワーの西コンコース、市役所の本庁1階のロビーに美しい文様刺しゅうのタペストリーを設置するなど、アイヌ民族の皆様に対する市民理解の促進という事業などを展開してきました。

また、現在、札幌市では、今後のまちづくりの実施計画として、アクションプランと言っていますけれども、中期実施計画を策定しております。その中では、秋元市長の公約に

もございましたが、札幌駅交流拠点におけるアイヌ文化を感じられる空間の整備という施策を盛り込んで、施策の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

この委員会では、こうした施策の取り組みのご報告をさせていただいたり、ご審議をいただくことになっております。それぞれの皆様の知識やこれまでのご経験などを踏まえまして、忌憚のないご意見、ご助言などを賜れば幸いです。

本日は、改選後の初回ということで、これから委員長の選出の後、昨年度、今年度の取り組みなどの説明をさせていただく予定となっております。

本日の会議、また、これから3年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

3. 委員紹介

○事務局（芝井市民生活部長） それでは、先ほども申し上げましたけれども、本日は委員改選後初めての会議でございますので、委員の皆様方に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

恐縮ですけれども、ご発言の際は、お近くにマイクが用意してあると思いますので、そのマイクを持ってお話しいただくようお願いいたします。

お配りしている委員名簿にしたがいまして阿部委員から五十音順にお願いします。

それでは、阿部委員からお願いします。

○阿部委員 イランカラテ。

私は、札幌アイヌ協会の会長を拝命しております。また、北海道アイヌ協会の副理事長もやらせていただいております。1996年から国連のほうに参加して先住民族の権利宣言の採択等について世界の仲間と一緒にやってきました。また、局長のほうからお話ございましたように、札幌市は、アイヌ施策推進計画を立てていただき、常本委員を中心にずっと施策を進めてきていただきました。また、市長が新しく秋元市長に交代になりましたので、先日お会いしましたら、あなた方の意見をしっかり言いなさい、私もみんなと相談してアイヌ文化あるいはアイヌの権利回復のために頑張るよと言っていました。

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野寺委員 皆さん、イランカラテ。

サッポロビール北海道本社の副代表とサッポロビール博物館の館長を務めております小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

私は、小樽で生まれまして、小樽で育ちました。サッポロビールに入りまして、会社に入ってから北海道をずっと離れておりましたけれども、5年前のちょうど秋に北海道に戻ってまいりました。

北海道のために何ができるのかということですが、私どもサッポロビールは、明治9年、今から139年前に開拓使麦酒醸造所として札幌に開業いたしました。開拓の歴史の中で、

アイヌの皆様との共存、共栄、文化推進という部分も一緒に考えながらぜひ活動をしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○貝澤委員 イランカラナテ。

札幌アイヌ協会の事務局長をやっております貝澤文俊と申します。よろしくお願いいたします。

私の名字でわかる方もいると思いますが、平取町の二風谷という9割以上の方がアイヌ民族というところで生まれ育ちました。大人になるまで、そういう文化の中におりました。そういうことを踏まえながら、札幌へ来てもう30年以上になるのですが、札幌には北海道全域から集まっているアイヌの仲間たちがいるのですが、ほかの地域とはまた違ったものがありまして、こういう役職をしておりますと、生活するのも大変だという声が結構届きます。正直に言って、生計が苦しい仲間がたくさんいますので、少しでも仲間たちの役に立てないかということを考えながら、一つでもこの施策に持っていけたらいいなと思いつつ頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川村委員 皆様、イランカラナテ。

今回、公募で選出していただいた川村泰子と申します。

生まれは旭川で道産子ですが、仕事の関係上、道内、道外いろいろと回ってまいりまして、最後のついの住みかを北海道と決めて、今回、戻ってきました。道外にいましたら、北海道とは何とすばらしいところなのだろうとつくづく思いつつ、そのときに、同時に、小さいころから本当はアイヌというものが身近にあったはずなのですが、全然気づかないというか、知らなくて、今回、道外に出て戻ってきたときに初めて地名や文化や言葉、特に「イランカラナテ」という言葉もそうですが、非常に興味を持ちまして、今回、公募に応募させていただきました。

今回、この委員に就任するに当たりまして、初めていろいろなところを見て回ったとか、室蘭というのももともとはアイヌの言葉から出たものであるとか、道産子ながら全然知らないことがいっぱいあります。

今回、3年間ですけれども、微力ながらお力になればなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小松委員 私は、札幌市立手稲宮丘小学校の校長を務めています小松と言います。

手稲とつきますけれども、学校は西区にありまして紛らわしいのですけれども、西区にある手稲宮丘小学校です。隣に宮丘公園というのがありまして、昨年、そこに熊が出没しまして、すぐ学校の隣なものですから、その場合は、学校は熊下校ということで放課後、職員がさんざん分かれて子どもと一緒に下校すると、熊の出る学校ということで少し話題になっているところであります。

私は、この中では唯一、教育現場で実際に勤めていますので、その立場から何かお話しさせていただくことがあったらお力になれるかと思っています。

どうぞよろしく申し上げます。

○高橋委員 皆さん、イランカラフテ。

私は、高橋剛と申します。

札幌人権擁護委員協議会の会長をしております、弁護士をしております。

この委員会につきましては、前期から2期目を務めさせていただくことになりました。私は、人権擁護委員になりまして約10年になりますが、さまざまな人権問題に関する相談や啓発活動にそれなりに携わってまいりました。いろいろな人権課題がある中で、アイヌの人々の問題についても重要な人権課題の一つとして人権擁護委員の中では位置づけております。今まで未熟ながら培ってまいりました人権擁護委員の経験の観点から、少しでもこの委員会で発言できればと思っております。

なお、私は、アイヌ問題に関しては、まだ勉強不足で、今、この委員会の中で少しずつ勉強させていただいているところでありますが、私の弁護士の経験として、随分前になりますけれども、二風谷ダムの原告の貝澤さんと萱野さんの代理人をやって、その裁判を手がけた経験もありまして、アイヌ問題についてはそのときからいろいろ関心を持ってまいりました。そういう中で、いろいろな問題があるなということ認識し始めて、ようやく具体的に自分なりに何か発言していこうという段階に来ていると思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○多原委員 エチオピッタ、イランカラフテ。

皆さん、おはようございます。

私は、札幌アイヌ協会の副会長をさせていただいております。三十数年前から札幌アイヌ協会の会員としてさまざまな活動をしてまいりましたけれども、今から十数年前の2003年に、マイノリティー女性の複合差別ということで、いろいろなマイノリティーグループの女性たちが同じグループの男性よりもいろいろな差別を受けているというお話を聞きまして、それにかかわる活動を日本のマイノリティーの女性たちと一緒にさせていただきました。その中で、私たちは、アイヌ女性の実態調査も行いまして、北海道の実態調査、北大の実態調査と一概に比較にはなりませんけれども、マイノリティー女性の厳しい状況もその実態調査の結果に出ております。

今回は、マイノリティー女性、アイヌ女性の一人として、そういった中からアイヌ施策の委員会の中で一つでも発言していければいいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○常本委員 北海道大学の常本でございます。

現在、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議の作業部会長を務めさせていただいておりますけれども、地元札幌市におきましても微力を尽くさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○矢橋委員 初めまして。矢橋潤一郎と申します。

本業は、北海航測と申しまして、航空写真測量を営んでおります。

私は、札幌生まれの札幌育ちでございまして、高校のときに1年間、オーストラリアに留学した際に、現地のアボリジニーの方々と交流いたしました。また、大阪の大阪市立大学に進学してからも人権問題等を扱う授業を受けまして、その際にも北海道出身だったらアイヌの話をしなさいと振られたのですが、私も、札幌で育った割には、せいぜい小学校の副読本でアイヌの方々について勉強した程度だったので非常に恥じ入った思い出がございます。

現在、私は、本業のほかに、ボランティアで「ビッグイシュー」というホームレスの方々
の雑誌を扱っているボランティアをやっております。その活動を通じて、アイヌアート
の方々や、さまざまな先住民族の問題を扱う講座なども受講しまして、まだまだ勉強が
足りないなというところに今回の公募という記事を見まして、自分でも何か役に立てる
ことがあればなと思い応募いたしました。ただ、自分の勉強不足も甚だしいと思いま
して、早速、北海道博物館の夷酋列像展を先日、見てまいりまして、今、勉強してい
るところでございます。

引き続き、またよろしく願いいたします。

○事務局（芝井市民生活部長） ありがとうございます。

それでは次に、事務局側の職員を紹介いたします。

改めて、私はこの4月から市民まちづくり局市民生活部長になりました芝井と申します。
よろしく願いいたします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の生野と申します。

私も4月から現職におります。よろしく願いいたします。

○事務局（赤江調整担当課長） アイヌ施策課調整担当課長の赤江と言います。

私も4月からこちらに参りました。よろしく願います。

○事務局（芝井市民生活部長） このほか、後ろのほうに係長と担当者がございますけれど
も、時間もございませんので、省略させていただきます。

なお、恐縮ですけれども、池田局長は、別の公務の関係がございまして、ここで退席
させていただきます。

〔市民まちづくり局長は退席〕

4. 委員会について

○事務局（芝井市民生活部長） それでは、何度も申し上げますけれども、初回でござい
ますので、私からこの委員会について簡単にご説明をさせていただきたいと思いま
す。

この委員会は、お手元にあります札幌市附属機関設置条例によって設置された委員会
でありまして、めくったところの中段ほどにこの委員会の名前がありますけれども、本市
におけるアイヌ施策の実施状況、アイヌ施策の見直し及び新たなアイヌ施策について審議
をする委員会という位置づけをしております。

また、具体的な組織及び運営につきましては、お手元のその条例の次にあると思いま
す

けれども、札幌市アイヌ施策推進委員会規則に規定されております。

この会議につきましては公開の形をとりまして、委員名簿や発言者のお名前、発言内容を記載した議事録、配付資料について、札幌市のホームページ上で公開することになりますので、あらかじめご了承をいただきたいと思っております。

会議の運営につきましては以上でございますけれども、何かご質問などはありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局（芝井市民生活部長） それでは、きょうの委員会の成立について確認いたします。

委員会規則の第4条第3項の中で、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は委員総数10名に対して現在9名の委員にご出席をいただいておりますので、この会議が成立しているということをご報告させていただきます。

5. 議 事

○事務局（芝井市民生活部長） それでは、次第5の議事に入っていきたいと思います。

委員会規則の第3条第1項の規定には、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとしておりますので、委員長の選出をしていただくこととなります。

委員長の候補者について、自薦、他薦を問いませんが、皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 先ほど委員の皆様方に自己紹介をいただいたのですが、常本委員が余り自分のことをおっしゃらなかったもので、私から少しお話をしたいと思っております。

今回、私たちのこのような会議が開催されるわけですが、昭和59年、1984年に、私たちの先輩が、アイヌ民族に関する法律案というものを総会で決議いたしました。それを受けて、当時の横路北海道知事にウタリ問題懇話会をつくっていただきまして、世界中を見て、世界の先住民族政策がどうなっているかということをお調べいただいたり、国内法も全部検討していただきました。実は、常本委員はそのときからアイヌ政策にかかわっておられます。そして、現在、官房長官を筆頭とするアイヌ政策推進会議というものがありまして、10月1日にも開かれますが、アイヌ政策推進会議の責任者が菅官房長官でございます、作業部会の部会長が常本委員でございます。

北海道大学には北海道大学アイヌ・先住民研究センターというものをつくっていただきまして、幅広くアイヌのことを国民に対して開かれております。アイヌ語の問題も、危機言語ということで、北原次郎太先生が文化庁に出向して、このアイヌ語のことをこれからどのようにしていくかということもやっております。

常本委員は、国の作業部会の部会長ということで、札幌市のことをやっております。

ることに関しては心から感謝をしておりますので、まことに勝手ではございますが、常本委員にここの委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（芝井市民生活部長） ありがとうございます。

今、阿部委員から常本委員のご推薦をいただきましたけれども、皆さん、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（芝井市民生活部長） ありがとうございます。

それでは、皆様、賛成ということで常本委員に委員長をお願いしたいと思います。

恐縮ですけれども、常本委員長は、委員長席にお移りいただきまして、一言、ご挨拶をお願いいたします。

〔委員長は所定の席に着く〕

○常本委員長 ただいまご指名いただきました常本でございます。

阿部委員から過分なお言葉をいただきまして、直ちにここで帰りたいと思っておりますけれども、今、阿部委員からもありまして、皆様もご承知のとおり、国において、アイヌ民族は先住民族であるという認識のもとに総合的な政策の推進を図っているところでございます。地元札幌市におきましても、それと軌を一にして、地元ならではのアイヌ施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ぜひお力をお貸しくさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、これから先は、座らせていただいて、議事を進行させていただきます。

まず、第1番目の仕事としては、先ほど事務局からも紹介がございましたけれども、委員会規則がございまして、その第3条第3項に、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するという職務代理者の指名という規定がございます。私も、最近、体に自信がなくなっておりますので、できればここで指名をさせていただきたいと思っております。

きょうはご都合でまだお見えになっておられませんが、アイヌ施策にかかわるお仕事について長年のご経験を持ち、また、専門家としてもアイヌ文化について大変深いご理解をお持ちの本田委員に職務代理者をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、札幌市の平成26年度のアイヌ施策の実績報告につきまして検討してまいりたいと思っておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 改めまして、アイヌ施策課長の生野でございます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料1の平成26年度札幌市アイヌ施策年次報告書に基づきまして、平成26年度の事業についてご説明させていただきます。

まず、開いていただきまして、序文でございますが、札幌市アイヌ施策推進計画の策定に至るまでの経緯などについて記載しております。

その下の計画の体系でございますが、三つの施策目標と六つの推進施策で構成されております。計画の目的は、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現、施策目標につきましては、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興、生活関連施策の推進を掲げております。推進施策につきましては、伝統文化の啓発活動の推進、教育等による市民理解の促進、アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進、伝統文化活動の推進、産業振興等の推進、生活環境等の整備から成り立っております。

それでは、資料の1ページをお開きください。

第2章の平成26年度札幌市アイヌ施策の実施状況についてご説明申し上げます。

まず、施策目標1の市民理解の促進についてです。

推進施策(1) 伝統文化の啓発活動の推進です。

①アイヌ文化体験講座の実施です。これは、手芸、工芸、エコツアー等の体験講座をアイヌ文化交流センター、区民センター、北海道大学において実施しております。開催回数は14回、参加者数は169人です。

②アイヌ文化交流センターのイベントの実施です。こちらは、交流センターにおきまして7月から10月にかけてアイヌミュージック、古式舞踊、ムックリ、刺しゅう等の制作体験など定期的なイベントを開催しております。昨年度は6回開催しまして、参加者数は789人でした。

③アイヌ民族古式舞踊(輪踊り)の実施です。こちら、アイヌ文化交流センターにおきまして、来館者等によるアイヌ民族の古式舞踊を披露しております。

続きまして、2ページでございます。

④小中高校生団体体験プログラムの実施です。こちらは、小中高校生にアイヌ文化交流センターにお越しいただきまして、伝統楽器の演奏、古式舞踊の披露、アイヌ伝統文化の体験、展示の解説等を行っております。昨年度は50校の学校にご参加いただきまして、参加生徒数は3,692人となっております。その下の表ですけれども、ただいま説明を申し上げましたアイヌ文化体験講座の各講座の内容と参加人数を記載しております。その下の表がアイヌ文化交流センターで行われたイベントの内容です。

3ページに移りまして、小中高生団体体験プログラムに参加された学校と人数、内容等を記載してございます。

続きまして、4ページをお開きください。

⑤公共空間を利用した情報発信です。まず、さっぽろ夏まつりの大通西8丁目会場、具体的にはピアガーデンのサッポロビールの会場になりますけれども、こちらでアイヌ文化交流センターの紹介とアイヌミュージックのライブを行っております。

次に、さっぽろ雪まつりと連動して開催されたさっぽろ雪めぐり回廊というイベントの中に、アイヌ文化交流コーナーを設けまして、伝統楽器の実演、文様制作の体験、工芸品

販売などを行っております。この期間中の来場者は1万人を数えております。

次に、常設の展示といたしまして、札幌駅前通地下歩行空間の札幌駅側の柱にアイヌ文様タペストリーを設置しております。その横の壁には札幌の地名とアイヌ民族紹介コーナーを設置しまして、アイヌの歴史や文化等に関する情報を発信しております。

⑥番、アイヌアートモニュメントの設置です。これは先ほど、市民まちづくり局長から説明がありましたけれども、昨年、JRタワーの1階西コンコースと札幌市役所本庁舎の1階ロビーにアイヌ民族を象徴するモニュメント、タペストリーを設置いたしました。また、設置に際しまして、オープンセレモニーを開催しまして、アイヌ民族による伝統舞踊を披露しております。

⑦番、やまびこ座・こぐま座プロデュース人形劇公演でございます。こちらは、子ども未来局の事業となります。アイヌ民族に伝わる神話、アイヌ・ラッ・クル伝を題材にした人形劇をこどもの劇場やまびこ座で上演しております。

また、アイヌフォーラム2014や、人権啓発上演会におきましても同様の講演を行っております。

⑧番、シーニックバイウェイ支援事業についてです。こちらは、南区役所の事業となります。南区内の各種団体により構成されました札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議の活動を支援しております。このスタンプラリーに参加されました649人の方にアイヌ文化交流センターを訪れていただきましたほか、次の5ページにありますとおり、パンフレットを作成しまして、アイヌ文化交流センターをPRしております。

⑨番、インカルシペ・アイヌ民族文化祭開催の支援です。こちらは、札幌アイヌ協会が開催しましたシンポジウム、ペウレアイヌの集い、ムックリ・トンコリ大会、ミュージックコンサート、パネル展示について補助を行っております。合計1万人を超える方々に来場していただいております。

⑩番、札幌アイヌ協会への補助についてです。アイヌ民族の歴史や文化、アイヌ文化の保存・伝承活動、各種学習会などの活動を通じて市民理解を促進する札幌アイヌ協会の活動に対して補助を行っております。

⑪番、アシリチェプノミ保存伝承事業補助についてです。こちらは観光文化局の事業となります。豊平川河川敷で行われますアシリチェプノミ、新しいサケを迎える儀式を再現することによりまして、市民理解の輪を広げ、その文化を保存、継承する取り組みに対して補助を行いました。

⑫番、アイヌ民族に関する人権啓発と歴史文化の紹介についてです。こちらは、市内の小学校4年生及び学校関係者約1万6,000人に人権に関する啓発ノートを配付しております。

⑬番、札幌国際芸術祭2014オープニングプログラム、カムイノミについてです。こちらは、観光文化局の事業でございます。札幌国際芸術祭の開催に当たりまして、芸術祭

の成功を祈願する意味も込めまして、北海道庁赤レンガ前の北3条広場において、カムイノミを行っております。

6ページをお開きください。

⑭番、日本女性会議2014札幌です。この会議の札幌での開催に当たりまして、アイヌ伝統舞踊の披露やアイヌ文化を紹介するブースを出展するとともに、「アイヌ文様に思いを込めて母から娘へ」と題しましたミニ講座を開催しております。

⑮番、“イランカラテ”キャンペーンの推進です。これは、北海道のおもてなしのキーワードとして国が進めております「“イランカラテ”（こんにちは）キャンペーン」を自治体や企業などが合同して進めているものでございます。札幌市としましては、昨年、札幌駅前通地下歩行空間でのイベントにおきまして、ポスターやのぼりの掲示、リーフレットの配布を行いましたほか、先ほど申し上げましたアイヌアートモニュメントのオープンセレモニーにおける啓発や、展示ケースへロゴマークの表示などを行っております。

続きまして、関連事業①として、“イランカラテ”ミュージックフェスティバルについてでございます。こちらは、札幌国際プラザを中心とした実行委員会が主催したものでございます。内容としましては、アイヌ民族とノルウェーの先住民族であるサーミヤ、オーストラリアの先住民族であるアボリジニーが音楽や文化でつながり合うことで、北海道、札幌の文化的財産であるアイヌ音楽のブランドを高めるとともに、地域振興や国際交流の推進を目指すものであります。大通公園のサッポロミュージックテントという特設会場やばんけいの森でコンサートが行われましたほか、札幌大学のウレシパクラブとの交流などが行われております。

続きまして、7ページ、推進施策の(2)教育等による市民理解の促進についてです。

まず、札幌市職員向けの取り組みについてです。

①市職員研修の実施です。こちらは、新任の課長職を対象としまして、アイヌ文化交流センターに人を集めまして、アイヌ民族の歴史、伝統文化や現在置かれている状況、国の動向等について研修を行っております。

②新採用職員へのアイヌ民族に関する人権意識の研修です。こちらは、総務局の取り組みでございます。毎年、札幌市の新採用職員研修の場におきまして、アイヌ民族の歴史や人権に関する研修を行っております。

続きまして、教育委員会における教職員、子ども向けの取り組みでございます。

③札幌市民族教育に関する研修会です。こちらはアイヌ民族の方による講演ですとか、学習における実践事例の発表、アイヌ教育相談員を活用した学習の紹介のほか、ムックリづくりの体験学習を行いました。

④初任者研修でございます。初任者の教員を対象としまして、アイヌ文化等の民族教育の基礎について研修を行っております。

⑤札幌市研究開発事業（研究課題）「アイヌ民族に関する教育」でございます。アイヌ民族に関する教育推進の諸課題を踏まえた教材の開発や指導方法の工夫等、実践的な調査

研究を行っております。具体的には、このページの下から8ページに記載されておりますとおり、小学校4年生及び中学校1年生の社会科の授業においてアイヌの人々への理解を深める授業を実施しましたほか、アイヌ民族の方を学校に招いて行う体験的な学習の進め方についての研究を行っております。また、学校や幼稚園に対しまして、アイヌの民具、具体的にはクという弓やカリプという投げ輪、マタンブシというアイヌ模様の鉢巻き、ムックリという楽器などのセットなどの貸し出しや、アイヌ教育相談員の学校への派遣を行っております。

⑥番は人権教育推進事業です。これは、学校外の人材などを活用しまして人権教育をより一層推進するための事業を実施しております。具体的には、学校におけるアイヌ文化体験学習や人権教育推進検討プロジェクト会議の開催、アイヌ文化交流センターの活用に関する実践研究を行っております。

次に、市民向けの取り組みについてご紹介いたします。

⑦番は生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークです。こちらは環境局の事業となります。この事業は、市内にある既存の環境関連施設を生物多様性に関する活動拠点と位置づけましてネットワーク化を図るものでございます。平成26年度からアイヌ文化交流センターが活動拠点と位置づけられております。アイヌ民族の伝統文化、あるいは自然観の普及啓発を通じて市民の生物多様性に対する理解の促進を図っております。

⑧番はさっぽろ市民カレッジ学社融合講座でございます。こちらは、教育委員会、札幌市生涯学習振興財団の事業でございます。市立札幌大通高校で開講しております、さっぽろ市民カレッジ学社融合講座の中で、「まちなかで触れるアイヌ文化」という講義を実施しております。

次に、9ページの関連事業①札幌市立大学特別講義「札幌を学ぶ」についてです。こちらは、さまざまな分野で活躍している方をゲストスピーカーとして招いて「札幌を学ぶ」というタイトルで行っている講義でございます。昨年につきましてはアイヌ民族の方を講師として招いてアイヌ文化についての講義を行っております。

続きまして、施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興についてです。

まず、推進施策の(1)アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進についてです。

①が埋蔵文化財センター展示室更新事業です。こちらは観光文化局の事業となります。埋蔵文化財展示室をリニューアルいたしまして、アイヌ文化期の出土資料を新たに展示いたしました。

次に、推進施策の(2)伝統文化活動の推進についてです。

①が札幌市アイヌ文化交流センターの運営です。センターの中心事業であります、展示室の運営と啓発事業を行っております。9ページにアイヌ文化交流センターの利用状況を載せてございます。平成26年度の来館者数は前年度より減少しております。その一方、展示室の観覧者数は増加しまして1万8,000人を超える方に観覧いただいております。

続きまして、10ページをお開きください。

②番、イベントの実施です。こちらは、先ほどご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

③番、札幌地域イオル事業への協力です。アイヌの伝統的生活空間再生事業をイオル事業と呼んでおりますけれども、これは、その3年目といたしまして、事業主体であるアイヌ文化振興研究推進機構から事業を受託して行っているものです。平成26年度は清田区内の市有地1,000平米について、自然素材の栽培及び育成管理を行いますとともに、新たに隣接する土地の1,000平米を造成したところでございます。

そのほか、継続事業といたしまして、アイヌの民具づくり体験、伝統料理調理体験、野山での子どもの遊び体験、アイヌの暮らしや伝統文化について聞き取り調査などを行っております。

次に、施策目標3、生活関連施策の推進でございます。

推進施策（1）産業振興等の推進です。

①番が工芸品展示販売スペースの試行設置です。先ほどご説明いたしました札幌駅前通地下歩行空間での情報発信事業とあわせまして、工芸品の展示販売スペースの設置を施行しております。期間中、コーナー全体では1万人を超える方にご来場いただいております。

続きまして、推進施策の（2）生活環境の整備です。

①番、住宅新築資金等の貸し付けです。アイヌ民族の方々の居住環境の整備改善のため住宅の新築、改修及び宅地の取得資金を準備いたしました但、平成26年度は貸し付け実績がございませんでした。

続きまして、10ページの②番のアイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置についてです。こちらは、市民まちづくり局と教育委員会がそれぞれ所管をしております。アイヌ生活相談員は2名、アイヌ教育相談員は1名を配置して相談に対応しております。平成26年度の相談件数は生活相談件数が1,734件、教育相談が332件となっております。

③番、アイヌ民族の児童生徒の学習支援です。こちらは、教育関係者やボランティアの方によりましてアイヌ民族の児童生徒を対象とした夏期学習、冬期学習の支援を行っております。場所は中央区民センターで行っております。

平成26年度の札幌市アイヌ施策年次報告につきましては以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関するご説明をいただきました。

これについて、委員の皆様からご質問等があればいただきたいと思っております。

いいがございませうか。

小野寺委員、どうぞ。

○小野寺委員 10ページの（2）の生活環境等の整備の住宅新築資金等の貸し付けでございます。改善、新築等の取得資金を準備したということでございます。今まで貸し付け実績がなかったということでございますけれども、どういう状況で実績がなかったのか、

告知の仕方がどうだったのか、もう少し具体的に教えていただければありがたいです。

○事務局（赤江調整担当課長） 調整担当課長の赤江です。私から説明させていただきます。

平成26年度の貸し付けの実績はございませんでしたけれども、実際に貸し付けの相談は2件ほどございました。条件等の関係で貸し付けには結びつかなかったのですが、貸し付け実績については、過去のアイヌ施策推進委員会の会議の中でも何度か指摘をいただいていますけれども、実は平成24年度から3年連続で貸し付け実績がないという状況です。

背景としましては、既に住宅を持っている方については、現在、収入の関係が厳しい状況で新たに購入するのがなかなか難しいとか、若い世代の方が少子化でなかなか需要が少ないという部分もあると思いますが、貸付制度の利率は固定で2%となっています。最近の市中の商品の中には変動性もありますけれども、金利がこの2%より低い状況がありまして、こういったものが影響しているのではないかと考えております。

後ほど、今年度の取り組みのところで補足説明をさせていただこうと思っていたのですが、今、質問がありましたので、その部分を説明させていただきたいと思います。

住宅新築貸付金につきましては、議会等でもいろいろご指摘をいただきまして、今年度、住宅貸し付け制度のあり方について見直しを検討していきたいということで、前回の推進会議でもご報告させていただいたのですけれども、今年度、外部有識者の方による検討の場を設けまして、現在、この制度のあり方について見直し等が必要かどうかの検討をいただいているところです。この検討に当たりましては、この制度ができた背景、趣旨のほか、償還状況、平成24年度以降に実際の貸し付け実績がないということをご説明させていただいた上で、今、ちょうど議論をしているところでございます。

今後は、この検討結果については、検討委員会から札幌市に意見書をいただくことになっています。その意見書を踏まえて、今年度中にはこの制度のあり方についての素案をまとめまして、関係機関と必要な調整を行った上で本委員会のご意見を伺いたいと考えております。

○常本委員長 詳細なご説明をいただきましたが、よろしいですか。

○阿部委員 関連して、今お話があったので、新しい委員もいらっしゃいますのでお話をしたいと思います。

この住宅の問題は、北海道旧土人保護法から始まります。アイヌの家は、チセと言って、草ぶき、わらぶきの家だったものですから、極端なところは、不潔で、火事が起きるからといって逆に火をつけて燃やした例も札幌でもございます。こういう不潔なところに住んでいるのはだめということで、アイヌの家、チセを2,000棟全部、日本式に建てかえるということで、昭和12年に旧土人保護法を改正したのですが、実際に戦争になってしまったものですから170棟しか建てられませんでした。ですから、そのまま残っているわけです。このときの政策は、国が火をつけて燃やすぐらいですから、結局、火事になったら困る、よそにも行くなどとわけのわからないことを言ってやったのですけれども、結

局、国がどうするかというと、1軒の家を建てるに当たって8割を国庫でやる、国が出しますよ、2割はアイヌが負担しなさいとこういうことでやったのですが、実際は170棟しか建てかえができず、戦争になってしまいました。

戦争が終わったら、困っているのはアイヌだけではないということで、生活保護法でやりなさいという形になってしまいました。ところが、こういうような住宅条例を北海道としても作成して今やっているのですけれども、先ほど説明がありましたように、昔は金利が2%だったから非常に安いのですが、全額払えとこういうことで、市中金利のほうが今は1%台です。だから、借り手がなくなるということです。

もう一つは、札幌というのは非常に土地が高いです。最低でも1坪で10万円くらいです。そういう土地を50坪買ったなら500万円ですから、これは大変です。ところが、田舎に行くと、みんな昔から土地は持っているのです。だから、建物を建てるお金は返されるということもあるのですけれども、非常に難しい問題があります。

札幌については、私は20年前からお願いをしていることは、共同住宅、いわゆる市営住宅とか道営住宅への優先的に入居や、安くしてくれるとか、そういうことを考えてくださいというお願いもアイヌとしてはしています。

あるいは、昔、有名な野中官房長官がいましたけれども、あの人は京都の隣の園部町にいらっしゃいまして、こういうところではこういう3LDKの家を2棟あわせて文化住宅と呼んで住宅対策としてやっているのです。3LDKの家が3,500円ですよ。そういう例もあるわけですから、もっと研究していただけませんかということをお市にはお願いしております。

最後に一つ問題なのは、問題と言ったら怒られますけれども、今、委員会を立ち上げると言いましたね。委員会を立ち上げてやるのだけれども、そういうアイヌ民族の悲惨な歴史とか、なぜそういうことになったのかということをおわからない人に聞いていいのかと正直に私たちアイヌ協会で行いました。だから、例えばの話ですけれども、委員長とか、本田副委員長とか、あるいは高橋委員も人権擁護の関係、二風谷ダム裁判で深くかかわっていらっしゃいますので、そういう委員の方に相談してくださいとお願いをしております。住宅については、そういうことがあるので、アイヌ協会としてもお願いをしているということをご理解いただきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

この件につきましては、小野寺委員のご質問を契機に、事務局から、また阿部委員からも補足のご説明がございました。ただ、これは、後の議題になっております平成27年度の施策の際に改めて検討すべき事柄もあろうかと思っておりますので、この点について、さらなるご意見等がある場合には、平成27年度の検討の際にいただければと考えております。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 この報告書を大変興味深く拝見しました。こんなにたくさんの事業をやっているとは思っていませんでした。多分、市民の多くも知らないのではないかと思います。

す。

私が興味を持ったのは小中高校生の団体体験プログラムです。こんなにたくさんの学校でやっていらっしゃるということを非常に興味深く拝見しました。私も、測量業者の若手の団体で私が会長をやっております若力会というものがございまして、毎年、小学校へ測量を教えにいております。その際に、これは小学生、児童の方々の参加なのですけれども、よろしければ父兄の方、PTAの方々もご参加くださいと必ず呼びかけております。平日の日中に親御さんが来ることは余りないのですが、この参加数のところを見ますと生徒数だけの人数が計上されていますが、親御さんとか父兄の方には呼びかけてゼロなのか、あるいは全く呼びかけられていないのかということをお教えいただければと思います。

○事務局（生野アイヌ施策課長） こちらは、学校でバスを借りて教職員と児童生徒で来るものですから、保護者の方は含まれてございません。

○矢橋委員 ありがとうございます。

○常本委員長 では、多原委員、お願いいたします。

○多原委員 10ページの推進施策（1）の産業振興等の推進のところでお尋ねします。

工芸品の展示販売スペースの試行設置ということで、今年度の2月4日から11日に行って、今後、工芸品の紹介と販売を検討するという事です。推進計画では、札幌市アイヌ文化交流センターの指定管理制度の導入の検討、民芸品展示販売のスペースの設置、優秀工芸師が制作した民芸品の展示販売、伝統文化を紹介するスペース、または区民センターにおける民芸品の展示販売ということがありますが、実際にこの試行設置が雪まつり期間の1週間というだけで、実際に来場された方はこれだけです。試行ということであればこの時期だけでよかったのかと思います。このようなことをするに当たって試行設置の期間が1回だけだったのかということをお聞きします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 試行設置ということで販売をしておりますけれども、アイヌ施策推進計画の中には、将来的に常設の販売スペースの設置ということが掲げられております。常設の販売スペースということになりますと、札幌市が直営というわけにはいきませんで、工芸家がたくさんいらっしゃいますので、そういった方を取りまとめるコーディネーターといった人や組織が必要ではないかと我々は試行しながら考えております。ただ売るだけではなくて、どうすれば常設販売スペースにつながっていくかということをお我々は考えながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○常本委員長 よろしゅうございますか。

○多原委員 はい。

○常本委員長 常設販売スペースの件につきましては、これまでの会議でも何度か指摘をいただいているところございまして、課題としてなおあるのかなという感じはいたします。これについては、これも従来からの指摘のままではございますが、札幌市の特性からいって、札幌市にお住まいのアイヌの方々だけの問題ではなくて、全道のアイヌの方々制作されたもの、あるいは、かかわっておられるもののショーケース的な意味合いもあ

るといふご指摘もありますので、多角的な検討を踏まえた上でつくっていく必要があることから、検討に時間を要していると思っておりますけれども、そうは言いながらいつまでも待っているわけにもいきませんので、ぜひ積極的なご検討をいただきたいと考えているところでございます。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 11ページの施策目標3の推進施策(2)の②の生活相談員の配置というところでは、私も過去の委員会で何度も指摘させていただいております。ここに相談の件数だけ書いてあるのですが、相談体制のあり方、相談内容の分析は生活関連施策の重点項目をどうするかとか、今で足りているのか、具体的にどのような方策をとるかという上で非常に重要な項目ではないかと私は思っております。例えば、相談員の体制がこれで十分なのか、まだまだ相談の需要があるのか、相談の掘り起こしの必要性があるのか、さらには、相談について関連部署との連携を十分スムーズに図っているのかどうか、相談の内容を分析、検討して何らかの施策に反映する必要があるのかという体制は重要ではないかということは何度も指摘させていただいてきたのですが、この辺の相談内容の分析や相談体制の検討はどのように進んでいるのかについて教えていただければと思います。

○事務局(生野アイヌ施策課長) 私どもも過去にそういったご指摘をいただいたことは存じておりますけれども、今はそこまで進んでおれない状況でございます。私どももさまざまな課題に取り組んでいる最中でございますので、これにつきましても、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○常本委員長 きょうは初回ということで初めてご参加いただいている委員もいらっしゃいますので、関連することを情報としてお知らせしたいと思います。この生活相談、あるいは教育相談ということについては今、高橋委員からご指摘があったようにさまざまな要望あるいは課題というのがあるということが従来この委員会でもご指摘いただいているところでございますし、委員会の外でもそういう声をいろいろと聞くことがございます。実は、ご承知の方も多いかと思いますが、アイヌの方々がお住まいなのは決して北海道だけではなくて道外にも多くのアイヌの方々がお住まいで、とりわけ東京を中心に都市部には多数のアイヌの方々がおいでになると言われております。ただ、こういう生活相談員、教育相談員が配置されているのは北海道内だけでございまして、道外にはアイヌの方々がおいでであるにもかかわらず、そういう相談員の方々を設置することができないのが実態であります。それに対する対策として、現在国で行っているのが厚生労働省が東京都にあり人権推進関係の財団にお願いして、電話による生活相談を一昨年から2年間ほど試行してまいりました。全国から電話による相談、その相談を受ける方はアイヌの方を含めた相談員を配置しているのですが、全国から相談の電話がかかっています。しかも、ちょっと私も驚いたのは、そのうちの相当数、半分までいっていたかもしれませんが、北海道内からの電話があるということでございました。それはいろいろな理由が考えられ

ますけれども、相談をするに当たって、面と向かって話したほうがいい相談内容と、面と向かっては幾ら同じ民族、仲間であったとしても話しづらい内容などいろいろあるのかもしれない。それで、電話による相談もそれなりに意味があるということで次年度も継続する方向で検討しておりますが、それについては、既に国のほうにおいて、試行部分についての内容の分析は一応しております。できれば、札幌市におかれましても、それを入手されて関係の委員の方々に配付されることも含めて、札幌市としての分析の参考にしていただければと思っております。

これに関しては、今申し上げましたように、札幌市に限った問題ではなくて、全道的、全国的な課題として取り組んでいるところでございます。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ここには書いていなくて、実際には札幌市の管轄ではないのですけれども、ハローワークが札幌では北と東と中央にございますが、ここにそれぞれアイヌ職業相談員を配置させていただいております。全道的にもいるのですが、札幌は、運動の成果なのか、要望が通ったと言ったらいいのでしょうか、全て教育相談員も生活相談員も職業相談員も私たちの仲間のアイヌから推薦をさせていただいております。そうしないと日本人に相談するというのは非常に難しいです。今、委員長がおっしゃったような場合もあるので、アイヌの方々を任命させていただいております。推薦をして、面接をさせていただいて、採用してもらっています。毎月いろいろな手紙を週に1回とか月に3回くらい出すのですけれども、そのいろいろな便りの中に相談員の名前と名簿を出しておりますので、ぜひ電話を下さいということでやっております。

ですから、ここに教育相談員が1人と生活相談員2人と職業相談員が3人いるということで徹底しておりますが、今、委員長がおっしゃったように、なかなか難しい面があります。

もう一つは、会って話すのも難しいのですが、できれば行って話すということも大事です。今、外勤というか、外に直に行くというのは何日あるのですか。月に何回とか、週に1回とか、生活相談員とか教育相談員は外勤があるのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 外勤もございます。今、相談員がいるのが小金湯のアイヌ文化交流センターと白石区の共同利用館でございまして、そこに来られないという方もいらっしゃいますので、相談員が出向いて行くということもございます。ただちょっと回数については申しわけございませんが、把握していないところでございます。

○阿部委員 例えば週に1回とか月に何回かあると思うのですけれども、ちょっと今、失念していますけれどもね。できればちょっとふやしてあげたほうがいいのではないかと思うのです。それは外勤すると交通費もガソリン代もかかるかもしれませんが、そういうことでじかに行って、時間を合わせて聞いてあげるのが大事だと思います。それは要望として申し上げておきます。

○常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○小野寺委員 7ページの教育等による市民理解の促進というところですか。子ども向けということで、いろいろな実践事例などをやられているということですが、実際に今、例えば小学生の社会科の授業でアイヌ民族の皆様の例えば歴史に関してはどのような教育をされているのか、例えば座学といいますか、教室の中での授業の内容はどの程度なのでしょう。

○事務局（菅野教育委員会研修担当係長） 札幌市教育委員会の菅野でございます。

先ほどお話をいただきました件についてですが、小学校4年生の社会科の中にアイヌ民族の学習をするという位置付けがありますので、札幌市内の小学校4年生は、アイヌ民族に関する学習を必ず行うことになっております。ただ、4年生の発達段階に合わせて学習することになりますので、難しい歴史的な学習よりも、かつての衣食住とか、どういう生活をしていたかという学習です。体験的な学習も含めて、小学校4年生ではアイヌ民族に関する学習を行っております。詳しい歴史的な学習につきましては中学校に行ってから学習することになっております。

○小野寺委員 これは、教科書の中にそういう部分が入っているのですか。

○事務局（菅野教育委員会研修担当係長） 小学校4年生の教科書の中には記載がないのですが、札幌の子どもたちが学習の中で使う副読本がございまして、そちらを活用して学習しております。札幌市内の学校につきましてはほとんど活用していただいておりますので、間違いなく学習しております。

○小野寺委員 ありがとうございます。

校長先生もいらっしゃっているのです。

○常本委員長 小松委員、何かございますか。

○小松委員 そのとおりで、副読本「わたしたちの札幌」がありまして、札幌市の小学校はほとんどの学校で副読本を使っています。その中でアイヌのことについても詳しく載ってまして、札幌市の教育課程編成の手引きの中では年間4時間となっていますけれども、それをもとにしながら学習しております。

○常本委員長 ありがとうございます。

教科書についても国において2008年6月、アイヌ民族を先住民族として認めるという方針を打ち出して以降、それ以前に比べると、学習指導要領等の改定等もあって、教科書への記載は若干ふえてきているかと思いますが、決してそれで十分ではないということで、特に北海道においてはアイヌ文化振興・研究推進機構、一般にアイヌ文化財団と言われているアイヌ文化振興法に基づいてつくられた財団が学校教育用の副読本も、今、小松委員がご指摘いただいた札幌市用のものはまた別につくっております。これは、小学校4年生向けと中学校2年生向けと2種類つくっていて、小学校4年生がここに出てくるのですけれども、小学校4年生、中学校2年生それぞれの学年で使用できるような内容で、

アイヌ民族の歴史と文化について指導するための副教材を作成し、北海道については全児童に配付しております。

ほかにいかがでしょうか。

○多原委員 関連しますので、例えば、小学校4年生がピリカコタンに来て、体験プログラムで文化などを学びます。また、派遣で私たちが学校に行く場合もあります。今、聞きましたら4時間ぐらいとおっしゃっていましたが、教科書のほうでは非常に少ないということです。その中でアイヌ民族の歴史を教えるということですが、今につながっていくということを子どもたちはなかなか理解しづらいと思うのです。日本の歴史は時代を追って現在までのつながりを学習するでしょうが、どうしてもアイヌ民族の歴史文化は一時的なものを教えることになると思います。質問コーナーではしっかり勉強をされて、私たちも答えに窮するようなことを質問する生徒もいらっしゃれば、アイヌの人たちは携帯を持っているのか、何で眼鏡をかけているのかとか、そういった話をされて先生たちも困ったような顔をされるのです。当然なのかなという感じがします。やはり、長い歴史と現在までのことを教えてあげられるようなことができれば良いと思います。ある先生が、興味を持ったところから理解も始まって、人権問題も考えていけるのではないかという発言をされていました。やはり教える時間が短いということは大変厳しいと思いました。

○小松委員 補足です。

先ほど4時間というお話をしましたが、それは社会科で扱う時間が4時間で、中には、文様については図画工作の中で取り扱うこともできますし、音楽的な要素もありますので、そういうものと絡めて多少複合的にやっています。現場ではその辺を工夫しながらやっています。

体験プログラムについてお話をさせていただければ、多分、行っている学校は偏りがあると思うのです。というのは、交通費がめちゃくちゃ高いです。バス1台をチャーターすると6万円から7万円です。学校によっては2台、3台ないと行けませんので、保護者の負担が多くなります。交通機関で行ける学校は行きやすいかもしれませんが、ざっと見たら、手稲区、西区の学校は五、六校しか行っていません。

そういう部分では、要望になるかもしれませんが、交通費の補助みたいなところもないとなかなか現地に行けない現状があります。とても素晴らしい施設だとは思いますが、実際に行けない現状もあるということです。

○常本委員長 ありがとうございます。

今、具体的なお指摘がありましたので、できれば事務局に確認させていただきたいのですが、学校から小金湯の施設に行くに当たってのかかる経費、特に交通費というお指摘がございましたけれども、それに対する公的な支援はあり得るのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 現在のところ、教育委員会のほうで研究事業としてバスを出しているということがございます。また、環境局で環境教育に関しましてバスを公費で負担しているということがございます。私どもは、団体体験プログラムを終了した学

校にアンケートをとりますと、やはりバス代が負担であるという声を多く聞いております。

実は、先ほど市民まちづくり局長の池田から申し上げましたが、現在、（仮称）まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015という今後5年間の札幌市の中期計画を定めるのですけれども、その計画の中で何とかバス代を札幌市のほうで負担できないかということも検討しているところでございます。私どもも、それは十分問題だと認識してございます。

○常本委員長 ということだそうでございます。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○矢橋委員 先ほど来のお話の続きになりますが、私も小学校のころに副読本で勉強した世代でございますが、いまだに同じように副読本でやっているということで感心いたしました。中学のほうもやっていたらというところで、私は中学のときの記憶は余りございません。私が先ほど申し上げましたが、大阪の市立大学のときに入学してすぐに教養課程で在日の方々の講義と同和の問題の講義を受講することになっておりました。地元の方々にとっては何の不思議もないことですが、私にとってはこういう世界もあったのだということで勉強になりました。翻って、札幌市立大学がございまして、こちらではそういう講座、講義は用意されているものなのではないでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 先ほどご説明申し上げました9ページでございます。関連事業として、札幌市立大学の特別講義「札幌を学ぶ」という授業でゲストスピーカーとしてアイヌの方を講師として招いて講義をしたと伺っております。

○矢橋委員 失礼いたしました。

○常本委員長 ただいま矢橋委員からご指摘があったことは、実は広がりがある問題でございます。札幌市立大学に限らず、札幌あるいは道内に多くの大学があるわけで、札幌市固有の問題から離れるかもしれませんが、そちらにおいてアイヌ民族に関する授業、講義等を十分行っているかというところ、そこはなかなか胸を張って言える状態ではないというところもあると聞いており、そこら辺についてもさらにいろいろご検討をいただく必要があるのかなと思います。矢橋委員のご懸念は決して根拠がないことではないということでございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 既に出ていることで、私からあえて言うことではないと思いますが、今のバス代の援助もそうですし、小学校のカリキュラムについてそこにどう盛り込んでいけるかという問題もそうですけれども、異文化の理解というのは歴史の理解なくしてないと思っておりますし、文化だけを学んで歴史を学ばないでその文化を理解できるかというのは不即不離のものだと思うのです。ですから、小学生も歴史的なものをわかりやすい形で理解していくことは大事だと思いますし、その理解なくして人権の配慮はないとは思っているのです。やはり、差別や偏見というのは、無理解、知らないことから来るものではないかと思っております。そういう面では、市民の理解も大事だと思います。親である市民と子ども

もが相互に理解し合うことによっていろいろなものが生まれてくると思うので、この位置づけからすると、副読本の配付ももちろん大事だと思います。そういう面で、重要課題として、どういうところを補足していけるか、それは物的なものもそうですし、内容的なものもそうですが、そういうあたりは常に検証しながら進めていくことが大事だと思います。余計なことかもしれませんが、一言、言わせていただきました。

○常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○川村委員 今、皆さんのお話を伺って思っていることですが、私も、小学校のころは札幌にいなかったせい、アイヌのことを学んだ記憶がないのです。今、小学生や中学生というお話もあるのですけれども、世の中にはいろいろな人たちがいるということ、小学校のときから学ぶというのもそうですけれども、民話とか易しいことから、もっとも幼少のころから、いろいろな文化があり、いろいろな人がいるのだということを知っているということが、小学校、中学校、また大人になってからも認められる種になっていくと思うのです。もちろん、小・中学生のプログラムも大切だと思うのですが、できればやさしい紙芝居でも何でもいいから幼児や養護学校、あとは小学校以下の人たちに貸し出すとか、そういう文化があるのだよ、そういう人たちがいるのだよ、サケってこうなんだよ、アイヌの人たちがいた、ほかの文化があったということをもっと小さなうちから知らせることが必要だと思います。

私は今、国際交流プラザで、ボランティアで通訳の仕事を時々させていただいているのですが、札幌に留学された海外の方は、札幌はすばらしいと皆さん声をそろえておっしゃるのですが、それは、環境だけではなくて、そこにアイヌの人たちがいるということも知らせるべきではないか。もしかしたら知りたいと思っている方もいると思うので、留学生の方々がアイヌを知る何かというものをもっと知らしめていったらいいのではないかと思います。

○常本委員長 今のご指摘について、事務局から何かございますか。

大変重要なお指摘ですけれども、かなり幅広い内容を持ったお指摘でもあるので、私のほうから知る限りの簡単な情報提供をさせていただきます。先ほど副読本に関してご紹介したアイヌ文化財団では、アイヌ絵本の公募をやっておりまして、全国のアイヌ文化に関心のある方々が絵本の原稿をつくって、応募して、最優秀のものを財団として採択して製本して配付するというところまで行って、既に一定の冊数が出ております。中には、私などが見ても大変すぐれたアイヌ文化を背景にした幼児向けの絵本ができ上がっております。

ただ、それも一般に知られるに至っているかというところ、そこはなかなか難しいところがございます。それを出しているけれども、必ずしも多くの人々の目に触れ得る状態になっているとは言いがたいところがあって、そこはまだ工夫が必要かなということで、札幌市においてもそういった面での協力をいただければと思っております。これも、アイヌ文化に関する紹介の機会は以前に比べたら随分ふえているのは確かです。それは、大人向けの

ものも含め、子ども向けのものも含めてです。ただ、それがいつどこでどういう形で開催されているのかということに関する情報が十分知り得る状態に置かれていないのではないかとこのご指摘はこの委員会で以前もございました。区役所にそういう関係の資料を置いたらどうかということも含めてですが、札幌市としても持っている手足に限りがあつてなかなかうまくいかないということはあるのかもしれませんが、そこら辺は工夫のしどころがまだ残っているような気がします。

もしご関心があれば、どこでどういうことをイベント的にやっているのか、あるいは、どういうものを出版しているのかということに対して最新の情報を提供するサイトが一つございます。これは、知っている人はよく知っているし、知らない人は知らないというのが残念なところですが、「ピリカカンピ」という名前のフェイスブックです。これは、一般に公開されているものですから、どなたでも「ピリカカンピ」と検索していただくと出てまいります。

例えば、白老にあるアイヌ民族博物館とか、アイヌ協会とか、私どものセンターとか、アイヌ民族にかかわるいろいろな仕事をやっているところが行うイベントや出版物などをその都度紹介しておりますので、ほぼ網羅的な情報が得られるのではないかと考えております。ちょっと関連した情報の提供でございました。

ほかにいかがでございましょうか。

○貝澤委員 10ページの3番目のイオルについて聞きたいのです。ここにも書いてありますが、イオルというのはアイヌの伝統的生活空間の再生事業となっております。それで、これについては、白老が一番先で、その後に平取が続いて、3番目に札幌がことして3年目になるわけです。

私は、昨年、白老地域の視察と、今年度は、つい先日平取地域のどのような状態で行っているかを見に行ってきました。そうすると、水辺の空間とか、森の空間とか、穀物栽培の空間とか、本当にイオルと言えるようなものを行っております。札幌は、ここにあるとおり、1,000平米、ことしも入れて2,000平米ぐらいですね。1,000平米は昔で言うと1反歩ぐらいだと思います。合計2反歩です。これでは、イオルをどういうふうにしていくのか。今、穀物の栽培をやったりしていますし、これから樹木の植栽、必要な樹木ですね、オヒョウニレだとかシナとかナラとかオニグルミなどを植栽するにしても、それが育ってくるには相当の年数がかかりまして、20年も30年も先の話になってしまいます。ですから、この今ある地域のイオルも当然継続しながら、もっと里山的な水辺空間を含んだイオルでさらに拠点であるピリカコタンの南区からできれば車で5分、10分ぐらいのところにとちょっとしたイオルが必要ではないかと思っております。今のイオルは水辺空間を含んでいないので、何かを植栽するにしても適さないものが出てきます。今のところに適すとしたらナラとか山の中腹でもいいようなものは大丈夫ですが、低いところに植えなければいけないものは恐らく育ちません。今後、これをどう広めていこうと考えているのかをお伺いしたいです。

○事務局（生野アイヌ施策課長） ここに書いてありますとおり、私どもは、事業主体である公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の受託を受けて事業を実施しております。私どもは、今、造成した土地についてしっかりやっていくということがまず第一と考えております。その後、拡張ということを検討していくことになるかと思えますけれども、今おっしゃった水辺という適地があるかどうかという問題と、事業主体の許可といいますか、委託元の予算等の都合もありますので、今後の検討課題であると考えてございます。

○貝澤委員 これは、今、突然言ったわけではなくて、あそこだけだと相当無理があるということは最初から言っています。イオルというのは近くに必要で、水辺の空間も絶対に必要です。札幌は海がないから海は無理としても、水辺空間はできるはずだし、水辺に伴う里山的なものは絶対にできるはずですから、今、受託しているものだけを進めていくのではちょっと返答になっていません。もう少し進んだ返答が欲しいです。去年、おととしから何も進んでいない状態ではないですか。

○事務局（芝井市民生活部長） 今も生野から説明しましたけれども、やはり国のほうで予算に限りがあるということで、市有地が既存にあるものを使っているのです。やはり経費がかからないという方策を模索しているので、その中におっしゃるような適地があるかという、現在はないので、今後の検討課題として考えざるを得ないという状況かと思えます。

○常本委員長 ありがとうございます。

今年度からご参加いただいた委員の方々もふくめて、イオルというのは聞いたことある人も、その中身は何だろうと思っておられる方もいらっしゃるかもしれないので、簡単に背景をご説明いたします。先ほど来、名前を挙げておりますアイヌ文化財団が設立された根拠になっているのと同じアイヌ文化振興法との関連で国を動かしている事業でございます。イオル再生事業とよく言われますが、アイヌ民族の伝統的生活空間を再生することを目標にして、道内7カ所を指定して再生事業を行っているものでございます。

ただ、その中身は、ここにもありますように、自然素材の栽培で、アイヌ民族の伝統的生活を支えていた草本類、木本類、伝統的的衣服をつくるためのオヒョウニレとか、家を建てるためのカヤであるとか、そういったものを中心にそれを栽培することを支援する。最近では、それに加えて、いわゆる文化伝承事業そのものもその中に含めるようになってきておりますけれども、基本は自然素材の栽培ということを進めてきて、既に白老、平取、先ほど貝澤委員からご指摘がございましたように、札幌市が指定され、現在は、その後、新ひだか町、十勝、今後は釧路、阿寒地方について指定されることになろうかと思えます。

ただ、問題は、これも部長からご指摘があったように、地域がふえても予算総額はふえませんので、限られたパイの食い合いになっているという問題がございます。そこについて、どう知恵を出して各地域の再生事業を中身のあるものにしていくかということは、札幌市の問題というより、国の側の問題、財団側の問題なのかと思っております。ただ、実施する上で、実施地域としてなお知恵を出せないかというのが貝澤委員のご指摘かと思

ますが、札幌市としてもやれることには限度があり、肝心の財源がどうにもならなければどうにもならないという痛しかゆしのところかと思えます。

そういう意味では、これは広がりのある問題でございますので、今の貝澤委員からのご指摘というのは、まさに当事者からより使い勝手のいいものになるような形での運用ができないかというご要望があったと受けとめていただければと思います。

今の件も含まして、今後どうするかという話に既に移っているところもございませけれども、平成26年度の報告に特化したご指摘というのはこれでよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、時間も大分過ぎてきておりますので、次の平成27年度の施策について検討をお願いしようと思えます。平成27年度札幌市アイヌ施策についてご説明をお願いします。

○事務局(生野アイヌ施策課長) それでは、平成27年度札幌市アイヌ施策についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

先ほど平成26年度の事業を説明いたしましたので、なるべく継続するものについては説明を省略させていただきたいと考えております。

まず、1ページの施策目標1、市民理解の促進、推進施策(1)伝統文化の啓発活動の推進でございます。①から2ページの⑩までは継続の事業となっております。このうち一部の事業について補足をさせていただきます。

まず、②のアイヌ文化交流センターのイベントの実施でございます。今年度も7月から10月にかけてイベントを実施いたします。今回は、ちょうど今週末、19日の土曜日と20日の日曜日に開催することとなっております。

④番の小中高生団体体験プログラムの実施については、今年度は参加校数が50校の予定となっておりますけれども、現在のところ50校を超えるような相談も受けておりますので、50校を超えた場合にもなるべく対応できるように努力をしたいと考えております。

⑥番のアイヌアートモニュメントの継続設置です。これは、昨年度、札幌駅のJRタワー1階西コンコースと札幌市役所に設置しましたモニュメントを常設で設置するというところでここに記載しております。

続きまして、2ページの中ほど⑩番ですが、札幌駅交流拠点におけるアイヌ文化を感じられる空間の設置に係る整備構想の策定でございます。こちらは新規事業でございます。先ほど市民まちづくり局長の池田からお話もありましたけれども、これは秋元市長の公約の一つとなっております。地下鉄南北線さっぽろ駅コンコース部の改修工事にあわせてアイヌ文化を感じられる空間を整備するものであります。

資料3をごらんください。

こちらは、都心部のアイヌ関係施設を地図に示したものです。今回、整備を行いますのは地図の中心の赤く囲まれた部分になります。こちらは地下鉄のさっぽろ駅でございます

けれども、この部分を整備、改修することに伴いまして、アイヌ文化を感じられる空間を整備するというものでございます。この場所は、札幌の玄関口であるJR札幌駅から大通やすすきの方面につながる重要な場所でございますので、質の高い空間整備を行いたいと考えております。今後、11月ごろから有識者による検討会議を4回ほど開催いたしまして、年度内に空間整備構想を策定する予定となっております。その後、設計と工事を行いまして平成29年度内の供用開始を目指しております。

それでは、もとの資料に戻っていただきまして、2ページ目の⑬番と関連事業につきましては継続事業となっております。

次に3ページ目の推進施策（2）教育等による市民理解の促進です。こちらは、全て継続事業となっております。このうち、市民向けの⑦番、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークについて補足をいたします。こちらは環境局の事業でございますが、今年度はアイヌ文化交流センターが「いきものつながりクイズラリー」というもののクイズ設置施設になっておりますので、このクイズラリーに参加する方のさらなる集客効果が見込まれると期待しております。

次は、4ページ目の施策目標の2、伝統文化の保存・継承・振興です。こちらにつきましても継続事業となっております。

次、5ページ目の施策目標3の生活関連施策の推進についても継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。推進施策（2）の生活環境等の整備の住宅新築資金等の貸し付けにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。

以上が平成27年度の札幌市のアイヌ施策についてのご説明ですが、最後に補足がございます。先ほど一部、申し上げましたけれども、現在、札幌市におきまして（仮称）まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015という平成27年度、今年度から平成31年度までを計画期間としました中期実施計画の策定を進めております。この計画に掲げられました事業は、予算が優先的に確保されるなど、実現性がより高まることとなりますので、これまで本委員会におきましていただいたご意見などを踏まえまして、各事業の拡充に向けて関係局と協議や調整を行っているところでございます。今後、計画が策定されましたら、内容につきましては本委員会にもご報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

平成27年度のアイヌ施策について、今のご説明も含めご質問等があればいただきたいと思います。

○阿部委員 新しい委員もいらっしゃいますけれども、一番最後のページの施策目標の生活関連施策の推進でございます。これは、この会議ができ上がってからずっと一貫して私たちがお願いしていることです。例えば、推進施策（1）産業振興等の推進とありますけれども、工芸品の振興検討事業だけなのです。生活あるいは産業と言っても、札幌市内にいるアイヌの会員が2,000人ぐらいと札幌市は掌握しておりますけれども、ほとんど

アイヌ語をやってアイヌ文化をやったり歌ったり踊ったりいろいろなことをやっている人は1割もいません。ほとんどの人が普通の仕事をされて、商工業や土木建築などいろいろなことをやっております。そういう仕事をしているのに何にもアイヌ施策がないのです。

子どもの教育で、例えば就学奨励費の事業などがあつたけれども、高校はご存じのように無償化になりました。住宅対策も先ほども言ったように非常に厳しい状況で、誰も借りる人はいません。そうなると、何のためにアイヌ協会に入るのですか、アイヌ協会に入ったって何のメリットもないではないですか、手紙が来てあいつがアイヌだと言われて差別されるだけだと怒られてしまう。私も、家庭訪問などに行くと、1時間も2時間も黙って聞いていたお姉さんが帰りになったら、「あんた、支部長かい」と言うから、「はい、そうだ」と言ったら、「私の毛を見てよ」と手足を出されて、「この毛を何とかしてよ。脱毛に健康保険を使わせて」と怒られたこともあるのです。アイヌ協会は私たちのことを何もしてくれないと怒られるのです。そこをお願いしているのだけれども、なかなか開いてくれないのです。細かいことは打ち合わせをしておりますので、何とかそれを実現するように、これからまた会議でもこういう話をするかもしれませんが、決して工芸品だけではありません、アイヌの生活実態は国でも調査しているし、道でもやっているわけですから、北海道大学でもやって、どれだけ大変な生活をしているかということがあるので、何か仕事を回してもらおうということがありませんかと。公園の清掃でも、お茶くみでも、建物の清掃でもあるわけですから、これをお願いしたいということが1点です。

それから、住宅については、先ほど申し上げましたので、これについても、全道のこと、あるいは歴史的な背景も踏まえて推進施策（1）についてやっていただきたいというお願いでございます。委員の皆さん方もどうぞご理解をよろしくお願いします。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいま阿部委員がご指摘くださいましたように、アイヌ民族をめぐる生活実態は、どの辺で調査をやってみても明らかにまだ格差が残っている、あるいは差別が残っているというのは確かなことでございます。今、なかなか口にしづらいことではございますけれども、体毛の指摘がございました。これは私どもも道内各地でインタビュー調査などをやっても、我々が想像する以上にそういうことを訴えられまして、とりわけアイヌの女性の方々に多いのはいまだに現実でございます。そういうことも踏まえてさまざまな対策が必要だということはお指摘のとおりかと思えます。

ただ、一方で、公費を使って行う以上は、一般市民あるいは道民、国民の理解を得ながら進めていく必要もあって、そこら辺のバランスをとりながらどういう形が可能かということを検討するのが札幌市、ひいては私どもの職責だと思っておりますが、よろしくご検討の方をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 5年前のアイヌ施策推進計画を委員の皆さんに配付してください。お願いし

ます。

○常本委員長 多原委員、どうぞ。

○多原委員 生活環境整備のところですか。ここに共同利用館のことがちょっと抜けているのか、ここに関連しないのかわからないのですが、もともと生活館として使っていたものを平成16年から共同利用館として白石の本通20丁目で使っています。交流センターまで行くには非常に遠いことと、バスに乗っても金額がかかるということで、そちらでいろいろな相談業務、または伝承活動とか、子どもたちの学習会などが物すごい頻度で行われております。

私もアイヌ語で春からずっと行っていますけれども、荷物いっぱいの中で十数名がやっとの思いでやって、横のほうでは刺しゅうをやって、上のほうでは子どもの学習会をやっているのです。ここができたのが昭和53年ですから、中のじゅうたんを張りかえてもらったり、壁紙を貼り替えますけれども、下のトイレを使うことができない、2階のトイレは男女共用、若い女の子たちはトイレに行きたくなったら帰ってしまいます。残していただいて共同利用館として私どもも経費の一部を負担させていただいています。ここは頻繁に使いますので、ある以上、私たちは使っておりますので、もう少しきれいにしていただくことはできないかと思っております。ここに出していただいたら、皆さんも様子もわかるのではないかと思います。

○常本委員長 項目として挙げるべきかどうかということですか。

○多原委員 項目としてですね。計画のほうには出ているのですが、ここは一、二年前からすっぱり抜けているような気がします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 計画につきましては、共同利用館の市街地への代替施設の確保ということになっておりますけれども、今、委員がおっしゃられましたとおり、古い建物ではありますが、アイヌ民族の方には愛着のある施設なのかなと私どもは思っております。以前、この委員会でもお話をしたこともあると聞いておりますけれども、建物自体の躯体はまだ10年ほど使えると聞いておりますので、先ほど申しあげました新しい札幌市の中期計画の中に必要な設備改修の要望をしておるところですので、これからも引き続き皆さんに使っていただけるような施設にしていきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

共同利用館については、清掃等も含めて札幌市の職員の方々自身が汗を流しておられるとも聞いておりますし、決して札幌市として無視している、軽視しているということではないと私も存じておりますけれども、そういった方面での使い勝手のよさを目指して、なおご配慮いただければということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 こちらも、先ほどと同じく、大変興味深く拝見いたしました。いろいろな部局の方々と共同でやっていらっしゃることもよくわかります。子ども未来局や教育委員会

がよく出てくるといふところも大変興味深いのです。先ほどもバスのところで環境局の名前も出てきて、これがちょっと意外な感じがしました。文化や歴史と違って環境となると、逆に私の本業のほうが近くなってきて、すごく広がりがあるものなのだなと思いつながら聞いていました。

そうであるならば、もっといろいろな部局とコラボレーションといふか、広がりを持たせて、ほかの部局の予算を持ってくるぐらいの事業を立ち上げたら、もっと広がりがあるのかなと思つます。例えば、市の事業とは全く関係ないですけども、今週の土曜日に紀伊國屋書店でアイヌの講座があるとチラシをもらったもので、私も行こうかなと思つているところがございます。そういった市民向けの講座などはあちこちで結構やっていますしやると思つますが、この際、そちらにも市としても便乗、便乗じゃないですね。乗つかれるところは乗かってどんどん広げていければ、市民の理解ももっと深まるのかなと思つた次第です。

○常本委員長 ありがとうございます。

感想ないしご要望として受けとめていただければと思つます。

1点だけ余計なことを申し上げると、確かに、いろいろ書かれている施策の中には、今、委員がご指摘のように、アイヌ施策課以外の部局が担当して、あるいは予算を持っていてというものがございます。それをアイヌ施策課に一元化するのがいいのかどうかは、実務的にはなかなか難しい問題があるようでございます。しかし、他の部局が予算を持って執行する責務を持っているとしても、そういうものが使えるものとしてあるという情報を一元的にアイヌ施策課のほうで押さえて、アイヌ民族の方々にお知らせをするというやり方はあると思つます。そこら辺は、せつかく統一窓口を持っている札幌市ですから、いろいろなお役所の事情でいろいろなところに分かれている予算を使う工夫ないし知恵を情報としてアイヌ民族の方々に提供していただければと考えております。

ほかにかがででしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、平成27年度の札幌市アイヌ施策についてのご意見は以上をいただいたものとさせていただきます。

それから、冒頭から繰り返して申し上げますけれども、きょうは第1回目の委員会ということもございますので、今、議題になったことに限らず、この機会にぜひ発言をされたいという方がいらっしゃいましたらいただきたいと思つます。

○阿部委員 課長、先ほどお願いしていたコピーをお願いします。

アイヌ協会のカラーパンフレットを配付させていただきます。それに関連してもう1枚ございます。

実は今、国際的な動きで森林認証制度というものがございます。きのう、F S Cという国際的な機関がありまして、F S Cジャパンの会合が東京でありまして、アイヌ協会の事務局と私が行ってきたのですけれども、そういう国際人権法はたくさんございまして、そ

ういうことで動いております。ですから、山の木を切るということはこれからかなり厳しくなつてまいりまして、先住民族がいるところについてはその許可をもらいなさいみたいなことが国際的な基準になっております。

それはさて置いて、皆さん方にこれを見てもらいたいのです。

これは、国連にはいろいろ条約とか宣言があるのですけれども、国連の人権監視機関からの勧告が書かれております。日本政府は、例えば青の横棒ですが、人種差別撤廃条約というのは1995年に批准をしております。また、下の国際規約人権委員会というのは、これも日本政府は批准をしておりますが、例えば一番上の人種差別撤廃委員会というのは、人種差別撤廃条約を批准している国に対して勧告をするわけですが、1997年に勧告が出されていまして、「17」と書いたところにあることがあるのですが、そのコピーを委員の皆様配りましたけれども、先住民に関する一般的勧告23というのが1997年に出されております。これは何かというと、先住民族の同意なしに土地や資源や領土を奪った者は返さなさいという勧告なのです。もし返されなかったら公正で公平な賠償をしなさい、北海道はご存じのように半分はもう民有地なのです。私有地です。皆さん方は税金を払っているわけですから、これを返せといっても返されない。しかし、北海道は国有地と北海道有地と市町村有地が2分の1あるのです。だから、北海道アイヌ協会としては、入会地としてそこへ行って活動することを許可してくださいとお願いをしています。

あるいは、ここの勧告では、そういうものをもし返されないのだったら公正で公平な賠償をしなさいと書いてある。こういうことが書いてあるのは、人種差別撤廃委員会で2001年度に勧告が出て、ILOの169号も批准しなさいと97年の勧告を守りなさいというのがこの勧告です。あるいは、社会権規約委員会でも、子どもの教育や土地の利用を考えてくださいというのが国連の勧告です。

きのうもこの話が出ましたので、ぜひこの辺のところは委員の皆さん方も含めて、札幌市の行政の皆さん方も、国連の条約とか、もちろん宣言は拘束力がないものもございませけれども、日本国憲法の第98条では憲法が一番と書いてあり、第2条には確定した国際条約は日本が批准した、守ったものはちゃんとやると第98条に書いてございますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。それで、私たちの会員が本当に貧困と差別で泣いている、本当に家賃を払えなくてアパートのドアの鍵を取りかえられて、外に荷物を全部出されて、どうしたらいいでしょうかとか、年がら年中こんな話があります。

どうかこういう貧困や差別を解消するためにお力をいただきたいというお願いでございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

今、ご紹介がございましたような国際的な動き、あるいは国際法上のさまざまな定めについては、法的に言えば拘束される当事者になるのは国でございまして、地方自治体が直ちにそれに拘束されるかどうかは議論のあるところでございますけれども、仮にそうであ

ったとしても精神を参照しながら札幌市としても施策を検討していくことが必要かと受けとめたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 阿部委員の発言に関連して一言だけ申し上げますと、私がこの委員になったときに一番最初にきちんと読んだのは、先住民族の権利に関する国連宣言を何度か読み直してみました。それは、国の法の拘束云々の問題ですけれども、やはり議論していく上では常にこういう宣言等の思想を理解しながら関係者が議論をしたり検討したりしていくことは大事だと思ったからです。

今、阿部委員から配られました先住民に関する一般的勧告、これは23でいいのでしょうか、この5番目を見ますと、先ほどイオルの水辺の問題とかいろいろ出ていましたけれども、ここの奪われた土地の大事な空間を再現するときに、例えば水辺だったらチプサンケもありましたし、いろいろな問題があっただけで一体となっているので、これはもちろん国の予算とかいろいろありますけれども、ここで議論していく上では、奪われている土地の再現ということをどう位置づけていくかということ、できることとできないことはありますけれども、議論の視点としては非常に大事だと思いました。

阿部委員の発言をお聞きして、一言、感想を述べさせていただきます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、予定した時間も迫っております。ほかにもご発言があらうかと思えますけれども、この委員会は今後も続きますので、また引き続きご発言をいただければと思います。本日につきましては、特に平成27年度の施策等々を議題としてご意見をいただきました。これについては、そのご意見等を踏まえて今後の施策に反映をしていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

それでは、最後に、事務局から日程等について何かご連絡はございますでしょうか。

6. 連絡事項

○事務局（芝井市民生活部長） 皆様、長時間にわたって貴重なご意見をありがとうございました。

今、常本委員長からもお話がありましたけれども、今後のアイヌ施策を進める上で貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思えますけれども、札幌市は貧乏な団体でありますので、できることできないことがあるということもご了承いただきたいと思います。

会議の今後のスケジュールですけれども、今年度の第2回目を年末ごろの開催を予定しております。議事につきましては、本日は平成26年度の決算と平成27年度の予算でしたけれども、平成26年度の札幌市施策の検証評価案を作成して、それをご審議いただきたいと思いますと考えています。細かい日程につきましては、後日、別途調整をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は、本当にありがとうございました。

7. 閉 会

○常本委員長 それでは、どうもお疲れ様でした。

以 上